

岡崎市監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和5年4月28日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	中根武彦
同	井町圭孝

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

経済振興部 商工労政課、観光推進課、「どうする家康」活用推進課、農務課、
農地整備課、森林課、中山間政策課

3 監査の実施期間

令和4年10月31日～令和5年4月28日

4 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

商工労政課

1 地域労働団体公益的事業費補助金及び認定職業訓練事業費補助金の交付事務について、算出した補助金の額に交付要綱で規定された端数処理を行わずに交付していたため、適正な処理をされたい。

2 地域労働団体公益的事業費補助金の実績報告について、証拠書類で使途の確認を行っていなかったため、証拠書類を徴取しその使途が補助対象経費に該当するか適切な判断をされたい。

観光推進課

1 資材倉庫の行政財産目的外使用許可に係る事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、公有財産管理規則等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 同規則第24条に規定されている使用の期間を超えて許可していた。
- (2) 使用料の算定に誤りがあった。

2 精算を伴う指定管理業務の修繕費の実績報告について、証拠書類で金額の確認を行っていなかったため、適正な処理をされたい。

3 家康公生誕祭開催事業費補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。

- (1) 交付申請書の総事業費について、添付資料等との整合性がとられておらず誤った金額が記載されていた。
- (2) 交付決定前に支出した経費を補助対象経費としていた。
- (3) 実績報告について、総事業費の収支の整理が適正にされていなかった。また、補助対象経費を確認できる収支精算書が提出されていなかった。

農務課

1 麦赤かび病防除事業費補助金の実績報告について、証拠書類の確認を十分に行っていないため、適正な処理をされたい。

2 農業支援センターの備品管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、物品管理規則に準拠した適正な処理をされたい。

(1) 長期間使用しておらず、今後も使用する予定がないと思料される備品について、不用の処理をしていないものが多数見受けられた。

(2) 備品標示票を貼付していないものが多数見受けられた。

なお、(1)の備品については過去にも同様の指摘をしているが改善されていない。今後の取扱いを含め、速やかに対応を検討されたい。

3 電柱の行政財産目的外使用料について、目的外使用料条例第3条第3項第1号に規定された道路の占用に関する条例第4条の規定の例による算定をしていなかったため、適正な処理をされたい。

農地整備課

公有財産管理規則第44条第2項に該当し、公有財産台帳の整備を必要としない財産の管理において、所管課情報を更新していないものが見受けられたため、関係各課と引き続き協議し、適正な管理をされたい。

森林課

1 旧木材処理加工施設の建物及び備品について、平成28年に施設の設置等に係る条例を廃止して用途廃止等の処理をしたにもかかわらず、その後の取扱いが明確になっておらず、未だに処分等がされていなかった。また、建物敷地の賃借料を負担していることから、関係機関等と協議し、速やかに対応されたい。

2 林業支援事業費補助金の実績報告について、証拠書類で用途や金額の確認を行っていないため、適正な処理をされたい。

中山間政策課

1 精算を伴う指定管理業務の修繕費の実績報告について、証拠書類で金額の確認を十分に行っていなかったため、適正な処理をされたい。

2 補助金等の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。

(1) 申請の前年度に支出した講習会受講料を補助対象経費としているものがあった。

(狩猟免許取得費補助金)

(2) 精算額の確認を十分に行っておらず補助金を過払いしていた。

(小丸町簡易給水施設事業費補助金)

(3) 証拠書類の確認を十分に行っていないものがあった。

(寺野飲料水供給施設事業費補助金、飲料水代替給水施設事業費補助金、中山間地中心的農業担い手支援事業費補助金)

(4) 交付要綱に具体的な用途基準が示されておらず、補助対象経費としてふさわしくないと思料される経費を補助対象経費に含めているものがあった。

(中山間地域等直接支払交付金)

(5) 実績報告書が補助金交付要綱に規定された期限までに提出されていないもの、交付要綱に規定された作業日誌が提出されていないもの及びその記載内容が不十分と思料されるものがあった。

(中山間中心的農業担い手支援事業費補助金)

3 ろ過実証試験業務委託の特命随意契約において、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

(1) 見積書を徴取せずに業務の執行に係る決裁をとり、業務を開始していた。

(2) 業務完了後に見積書を徴取し、遡りで契約書の作成等を行っていた。

(3) 徴取した見積書の内容確認を十分に行っておらず、経費が二重計上されたまま委託料の支払いが行われていた。